

あびこ市民活動ステーション施設・備品の利用細則

1. 寡占的利用の禁止

特定の利用者が寡占的に使用することは禁止する。寡占的使用とは下記のような状態を言う。

① 日時を指定して定期的に使用すること。

但書1：正当な利用理由がある場合は週1回の定期的利用は可とする。

但書2：会員が30名以上の団体は週2回の定期的利用を認める。但し会員名簿を年度始めに提出しなければならない。

但書3：前記①但書1及び但書2の規定にかかわらず、利用希望日の1週間前の時点において利用希望施設に利用予約が入っていない場合は、さらに1回に限り利用予約をすることができる。

② 同一利用者が複数の名義で同一日に同一施設を複数回利用すること。

但書1：利用当日の予約時間以降閉館時間までに当該施設に予約が無い場合は複数回の利用を認める。

③ 所定の利用時間を超えて使用すること。

但書1：利用当日の予約時間以降閉館時間までに当該施設に予約が無い場合は最大30分の利用時間延長を認める。

2. 有料使用の禁止

① 当施設の利用において主催者（利用申し込み者）が参加者から会費あるいは使用料を徴収する場合は当施設を利用できない。ただし資料代として300円程度を徴収するのはこの限りではない。

② 前記①の規定に拘わらず、研修講座、教育訓練、指導講座を行う場合で主催者が（利用申し込み者）がこれら講座の講師料を支払うのはこの限りではない。

③ 前記①および②、あるいはその他当施設で開催する事業において、参加者の自発的な抛出行為であっても、主催者（利用申し込み者）がこれを受け取る場合は当施設を利用できない。

3. その他

① 大小会議室は一人で使用する場合は利用できない。参加者が一人になった場合はオープンスペース又はコミュニティオフィスの利用に切り替える。

② 休憩、自己研鑽だけを目的とする場合は当施設は利用できない。

③ 会議室の利用中に飲食をすることは差支えない。ただし、他の利用者へ迷惑がかかるような場合、あるいは常識的な飲食から外れるような場合は利用を中止させることがある。

④ 当施設および備品の利用予約は6ヶ月前から申し込み順に受け付ける。

4. 利用の特例の許可

上記1、2、3の規定にかかわらず指定管理者が利用を認めることがある。

以上

制定：平成26年4月1日

改訂：平成27年4月1日、平成28年3月1日、平成30年1月5日